

## 諮問にかかる検討事項

### 第1 柏市下水道事業中長期経営計画の見直しについて

#### 1 柏市下水道事業中長期経営計画とは

- ・総務省が全国の地方公営企業に策定を推進する地方公営企業の「経営戦略」に位置づけられる。
- ・下水道サービスを将来にわたり安定的に提供していくために、中長期的な視点で計画的な経営基盤の強化と、財政マネジメントの向上を目指して、平成27年度に策定。
- ・計画期間は第五次総合計画と同じ、平成28年度から令和7年度までの10年間で、5年の中間年で見直しをするもの。

#### 2 現状と課題

##### (1) 財務状況に関する現状

計画策定当時の予測と比べ財務状況は厳しくなっている。

##### ア 収益的収支

使用料収入の増加を上回って流域下水道維持管理負担金が増加。また、県流域下水道に支払う維持管理負担金単価が、R2年度から改定される予定。

##### イ 資本的収支

一般会計からの出資金が減額されている。また、改築への国交付金の確保が厳しくなっているほか、老朽化対策事業の包括委託第2期(R5~9)の費用が未確定。

##### ウ 経営指標

経常収支比率(=経常収益÷経常費用)は100%を確保。しかし、汚水処理費は増加し、経費回収率(=使用料収入÷汚水処理費)は100%を割り込み厳しい状況にある。

##### (2) 財務状況に関する課題

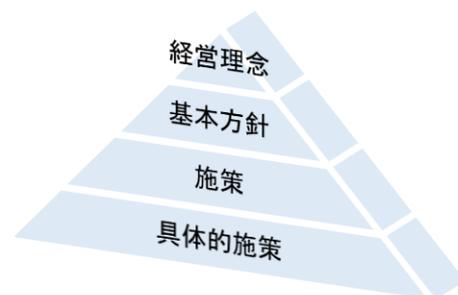
ア 財源の確保及び汚水処理費等の経費抑制。

イ 老朽化対策費用の早期把握、実施事業の優先順位付け。

### 3 目標設定

#### (1) 施策

国県の動向や施策等の進捗状況を踏まえ、現状と課題を分析後、ピラミッドの上位から見直していく。後期期間に実施する具体的施策について検討した後、目標の設定、評価指標の検討を行う。



#### (2) 収支見直し

- ① 現時点の情報を基に試算を行い、中間報告。
- ② 施策及び財源等のシミュレーションを基に作成する。

### 4 手法とプロセス（検討スケジュール）

	回数	開催月	審議内容（予定）
令和元年度	1	5/15(水)	・ 委員会への諮問 ・ 見直しの背景説明
	2	8月	・ 現状と課題 ・ 経営理念，基本方針
	3	11月	・ 中間報告 ・ 指標（目標）
	4	2月	・ 事業展開（事業内容など） ・ 収支見直し
令和2年度	5	5月	・ 進行管理
	6	10月	・ 諮問に対する答申

## 第2 公共下水道受益者負担制度の見直しについて

### 1 受益者負担制度とは

公共下水道の整備に伴う土地の資産価値の増加を「利益」と考え、直接利益を受ける者（受益者）に下水道建設事業費の一部を負担していただき、下水道整備の財源とするのが受益者負担制度。

### 2 現状と課題

- (1) 従来、下水道計画区域の外から接続を申請する者に対しては、受益者負担金に相当するものとして、区域外接続協力金（任意）の納付を依頼しているが、平成31年4月に、過去に区域外接続した土地を下水道計画区域に編入する計画変更を行った。そのため下水道計画区域に編入された土地については、法的根拠のある負担金を徴収する義務が生じた。
- (2) 負担金は5年×4期（20回）で納付することと条例で規定しているが、納付期間が長いことで納付管理に支障がある。
- (3) 一括納付報奨制度の在り方を見直す時期に来ている。

### 3 目標設定

- (1) 区域外接続の対象地は市街化調整区域であることから、地方自治法第224条を根拠とする「分担金」として徴収する。
- (2) 分割徴収年数を原則3年に短縮し、事務の効率化を図る。管理コストの削減により他業務に注力することが可能となる。
- (3) 費用対効果を踏まえ報奨金制度を廃止する方向で検討する。

### 4 手法とプロセス

費用の削減などのメリットと、収納率低下の可能性、納付義務者の負担増などのデメリットを精査、必要な対策を検討し、法的整合性のチェック等を経た上で、令和2年第一回定例会（3月議会）で受益者負担条例及び施行規則の改正を目指す。